

～2024年問題！実は時間外労働の上限規制は中小・小規模事業者における課題である！～

「働き方改革関連法のポイントと影響」

「働き方改革関連法」が 2019 年 4 月 1 日から順次施行されております。企業規模を問わず 2023 年 4 月より月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率が 50%以上へ引き上げられ、2024 年 4 月からは、全業種に時間外労働の上限規制が適用されます。労働力人口の減少・採用難から時間外労働の上限・割増率アップは働き方改革の中でも大きな課題となります。そこで働き方改革関連法の既施行分の振り返りとこれから適用される内容について、ポイントと課題、その上で具体的な働き方改革を通してどう解決していくのかについて解説するセミナーを以下の通り実施いたします。

【主な講座内容】

- ◎既に施行されている働き方改革関連法の確認
- ◎これから適用される働き方改革関連法のポイントと影響
 - ・月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げ
 - ・全業種に対して時間外労働の上限規制の適用
- ◎働き方改革関連法と中小企業における課題
- ◎採用・定着、業務効率化、仕組み化、業務委託・副業人材活用など打開策と注意点
- ◎これからの中小・小規模事業者の業務の進め方



【講師プロフィール】

社会保険労務士、産業カウンセラー、1級ファイナンシャルプランニング技能士、東京都事業承継促進事業専門員。中小企業向けの労務管理・職場改善のコンサルティングを行い、25年超の現場経験にて、社会保険労務士400人以上在籍する「一般社団法人採用定着支援協会」に所属。最近では、「社員30人以下の中小企業必見！定着人材採用のコツ」を電子書籍で出版し多くの共感を得ている。また、全国各地の商工会議所・商工団体でのセミナー講師としても活躍中。



講師

(株)LM&C 代表取締役
社会保険労務士
みやこ ともこ

宮子 智子 氏

日時

令和5年12月7日(木) 15:00～17:00

会場

- ①会場受講（刈谷商工会議所 会議室）
- ②オンライン受講（Zoom）

定員

20名（定員になり次第締め切ります。）

対象者

中小・小規模事業者（会員・非会員問わず。）

申込方法

下記申込書に必要事項をご記入のうえ、右記QRコード(WEBフォーム)またはFAXにてお申し込みください。
☞刈谷商工会議所 中小企業相談所 担当：田中 (TEL 0566-21-0370 FAX 0566-24-6049)

申込み先

【主催】刈谷商工会議所 中小企業相談所 ・ (公社) 刈谷法人会 刈谷支部
(一社) 刈谷労働基準協会刈谷支部

受講
無料

※WEBフォーム



12/7(木) 開催「働き方改革関連法のポイントと影響」セミナー受講申込書 ※このままA4サイズでFAXして下さい。

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
業種	製造・建設・卸売・小売・サービス・飲食・その他	※業種を○で囲んで下さい。	
受講者名		E-mail	※必ずご記入をお願い致します。
受講方法	1. 会場受講 2. オンライン受講	従業員数	人

※ご記入いただいた個人情報は主催者からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。